

# 国保に加入する人

他の健康保険（例えば職場の健康保険組合や共済組合等）の加入者とその家族、生活保護を受けている世帯、後期高齢者医療制度加入者等を除いて、すべての人が国保の加入者「被保険者」になります。

お店等を経営する自営業の人



農業・漁業等に従事している人



退職して職場の健康保険をやめた人とその家族



パート、アルバイト等で、職場の健康保険に加入していない人



臨時的事業のため事業者に雇用されている人



3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国人及び他の健康保険の加入者を除いた特定技能外国人



国保への加入は世帯単位ですが、家族一人ひとりが被保険者です。国保への加入の届け出は、世帯主が行うことになっています。また、国保被保険者の属する世帯でその世帯主が職場の健康保険等に加入している場合（擬制世帯）、国保加入者である家族に世帯主を変更することができます。\*

\*国保の世帯主を変更するには、新たに世帯主となる人の届出が必要です。

また、擬制世帯主（擬制世帯の世帯主）の同意や保険料（税）を完納していること等の条件を満たす必要があります。